|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 様式第4号(第4条関係) |  | ※市記載欄(申請者記載不要) | | | |
| 受付日 |  | 受付番号 |  |

合志市脱炭素推進対策補助金(太陽熱温水器導入補助金)交付申請書及び実績報告書

年　　　月　　　日

(あて先)合志市長

(申請者)　※原則、世帯主に限ります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏名 | フリガナ |  |
|  | |
| 住所 | (〒　　　　　　－　　　　　　　) | |
| 電話  番号 | (　　　　　　　)　　　　　　　　－  ※日中連絡のできる電話番号を記入 | |

　合志市脱炭素推進対策補助金交付要綱(太陽熱温水器導入補助金)につき、交付要綱に記載の交付条件等の全てに同意の上、次のとおり申請します。

**また、本補助金の交付決定審査のため、申請者の市税の納付状況及び建物の建築年月日等の調査・確認されることについて同意します。**

○問い合わせ先(この交付申請書及び実績報告書について、詳細が分かる方を記入してください。)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 問い合わせ先　※どちらかにチェック☑ | **□**申請者 | **□**手続代行者(下記へ記入) |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 手続代行者 | 会社名等 |  |
| 所在地 | (〒　　　　　－　　　　　　) |
| 担当者 | フリガナ |
|  |
| 電話番号 | 事務所：(　　　　　　　)　　　　　　　　－  携帯：(　　　　　　　)　　　　　　　　－ |
| 定休日☑ | □月曜　　□火曜　　□水曜　　□木曜　　□金曜 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 決定通知等の書類の送付先　※どちらかにチェック☑ | **□**申請者 | **□**手続代行者 |

１　太陽熱温水器の設置場所　(該当する項目にチェック☑)

(1/2)

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **□** | 申請者現住所と同じ | | | ※太陽熱温水器を導入した住宅の住所。住民登録も同住所であること。 | | |
|  |  | | | ※所有かつ居住、または居住のみで家屋所有者の同意があること。 | | |
|  |  | | | | |  |
| **□** | 申請者と生計を一にする家族が居住している場合(以下に記入) | | | | |  |
|  |  | **合志市** |  | |  |  |
|  |  |  | | |  |  |

２　太陽熱温水器を設置した建物(該当する項目にチェック☑)

(1) 住宅用途　　**□** 専用住宅　 **□** 併用住宅

※店舗等併用住宅の場合、太陽熱温水器から供給される温水が専ら店舗等の用に供されるものではないこと。

(2) 既存住宅への設置であることの確認(建物の建築年月　　　　　年　　　月)

※固定資産税の課税明細書又は登記簿謄本等で確認

３　**事業完了日：　　　　年　　　　月　　　　日**

※太陽熱温水器の竣工日又は契約額の支払いが完了した日(領収書の発行日)のうち**最も遅い日。**

※竣工日が分かるもの(工事請負者や販売者が作成したもので、代表者印又は会社印が押されたもの等)を添付すること。

支払完了日：　　　　年　　　　月　　　　日

竣　工　日：　　　　年　　　　月　　　　日

４　太陽熱温水器の概要と補助金交付申請額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 太陽熱温水器の種別 | 自然循環型 | |
| 設置費用額(補助対象事業費) |  | 円 |
| 補助金交付申請額 |  | 円 |
| ※補助対象事業費の1/5以内(1,000円未満切捨て)  ※自然循環型は25,000円を上限とする。 | |

５　誓約事項等(誓約及び確認のうえチェック☑)

(1)誓約事項

**□**　私は、合志市暴力団排除条例(平成24年合志市条例第1号)第2条第2号に規定する暴力団員に該当しないことを誓約します。

　　また、市長の求めに応じ、補助金の交付を受けて導入した省エネルギー機器等の稼働状況その他の省エネルギー機器等に関する事項の報告等に協力することを誓約します。

|  |
| --- |
| 申請者氏名(自署)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |

**※申請者本人による申請手続きの場合は印鑑不要。**

|  |
| --- |
| ＊暴力団員・・・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。 |

(2/2)

(３／３)